

南あわじ市空き家バンク設置要綱

平成28年6月1日

告示第57号

改正 令和3年3月30日告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する空き家を有効的に活用し、定住促進を図るため市が設置する空き家バンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に所在し、かつ、居住を目的として建築又は取得された建物（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であって、現に居住していないもの（居住しなくなることが予定されているものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が業として売買若しくは交換の対象としているもの又は売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介の対象としているもの

イ 市長が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認めたもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、空き家の売却又は賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて登録した空き家情報を、空き家の利用希望者に提供する仕組みをいう。

(登録の申込み等)

第3条 空き家バンクに空き家情報の登録を希望する所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク

登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）は、前項に規定する申込みをすることができない。
- 3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、当該空き家について、使用状態、設備、権利関係その他の空き家情報の登録に必要な事項について調査を実施し、適当と認めるときは、当該空き家情報を空き家バンクに登録するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する調査を一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に依頼することができる。
- 5 市長は、第3項に規定する登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により登録申込者に通知しなければならない。

（空き家情報の変更の届出）

第4条 前条第5項の規定による通知を受けた登録申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録した情報に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録情報変更届出書（様式第4号）に変更内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家情報の抹消の申出）

第5条 空き家登録者は、登録した空き家情報の抹消を希望するときは、空き家バンク登録情報抹消申出書（様式第5号）により、市長に申し出なければならない。

（空き家情報の取消し）

第6条 市長は、登録した空き家情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報を取り消すものとする。

- (1) 前条に規定する申出があったとき。
- (2) 空き家の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 空き家が第2条第1号に規定する空き家に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽の空き家情報を登録したことが判明したとき。
- (5) 空き家登録者について、暴力団員であることを覚知したとき。
- (6) 登録から3年を経過したとき。ただし、改めて第3条第1項に規定する登

録申込みを行うことにより登録の更新をした場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が空き家情報の取消しが必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、空き家バンク登録情報取消通知書（様式第6号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用登録の申込み等）

第7条 空き家バンクから空き家情報の提供を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）は、空き家バンク利用者登録申込書（様式第7号）に空き家バンク利用者カード（様式第8号）を添えて市長に提出するものとする。

2 暴力団員は、前項に規定する申込みをすることができない。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、空き家バンク利用者として登録し、及び空き家バンク利用者登録済通知書（様式第9号）を当該利用申込者に送付する。

4 空き家バンク利用者の登録期間は、3年とする。

5 第3項の規定による通知を受けた利用申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用者登録変更届出書（様式第10号）に変更内容を記載した空き家バンク利用者カードを添えて、市長に届け出るものとする。

6 利用登録者は、第4項に定める有効期間内に登録の抹消を希望するときは、空き家バンク利用者登録抹消申出書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

7 市長は、利用登録者が暴力団員であることを覚知したときは、当該登録を取り消すものとする。

（交渉の申込み等）

第8条 利用登録者は、空き家バンクから提供された空き家情報により空き家の購入又は賃貸借の交渉を希望するときは、空き家バンク交渉申込書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交渉申込書が提出されたときは、空き家バンク交渉申込通知書（様式第13号）により空き家登録者に通知するとともに、交渉及び契約の媒介を一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に依頼する。

3 前項の通知を受けた空き家登録者は、遅滞なく、当該利用登録者と交渉を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項に規定する交渉及び契約の媒介に直接関与しないものとする。
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第53号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の南あわじ市空き家バンク設置要綱の規定は、この告示の施行の日以後の空き家の登録申込みについて適用し、同日前の空き家の登録申込みについては、なお従前の例による。